

# 建設業向け 業務改善助成金（通常コース）のご案内

業務の効率化や生産性の向上につながる設備投資やコンサルティング費用を助成

コース区分により

助成率：最大 9割

助成上限額：最大600万円



## 建設業における設備投資の助成例

例を含め、業務が改善することが必要ですので事前にご相談ください。

【ミニドラグ・ショベル】

生産性の向上



【設計ソフト】

設計時間の短縮



【各種資格】

生産性の向上



【勤怠・給与管理ソフト】

勤怠・給与計算の効率化



【高圧洗浄機】

洗車時間の短縮



【移動式クレーン】

資材積降作業の効率化



裏面の「特例事業者」に該当する場合は、「乗用車」「パソコン」等も助成対象経費となります。

## 助成金を受けるための要件の概要

- 高知県最低賃金との差額30円以内（853～883円）の労働者を使用していること。
  - 事業場内の最低賃金を30円以上引き上げること。
- 賃金を引き上げる労働者は現場作業員に限らず、入社間もない方も該当する場合がありますのでご確認ください。

## 高知県内の事業者の助成率

引き上げる労働者の最も低い賃金額が

- ① 853～869円であれば、**助成率：9/10(90%)**
- ② 870～883円であれば、**助成率：8/10(80%)**

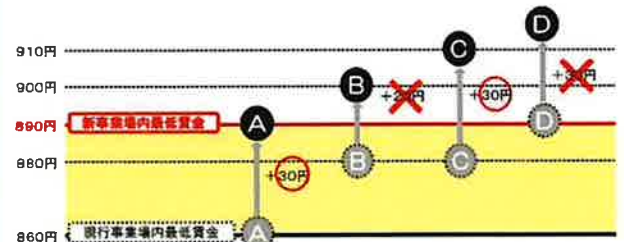
\* ②でも生産性要件を満たせば、  
**助成率：9/10(90%)**



## 引き上げ労働者数の考え方

<例：事業場内最低賃金を30円引き上げる場合>

■ 引き上げ人数は2名とカウント



A・Cは引き上げ人数にカウント、Bは30円以上引き上げる必要がある。Dは既に新事業場内最低賃金以上なので30円以上引き上げてカウントしない。なお、A・C・Dを45円引き上げれば45円コース、3名のカウントとなる。



生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算

## 賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額

(赤字)内は事業場規模30人未満の場合の上限額

コース区分	賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
30円	30(60)万円	50(90)万円	70(100)万円	100(120)万円	120(130)万円
45円	45(80)万円	70(110)万円	100(140)万円	150(160)万円	180(180)万円
60円	60(110)万円	90(160)万円	150(190)万円	230(230)万円	300(300)万円
90円	90(170)万円	150(240)万円	270(290)万円	450(450)万円	600(600)万円



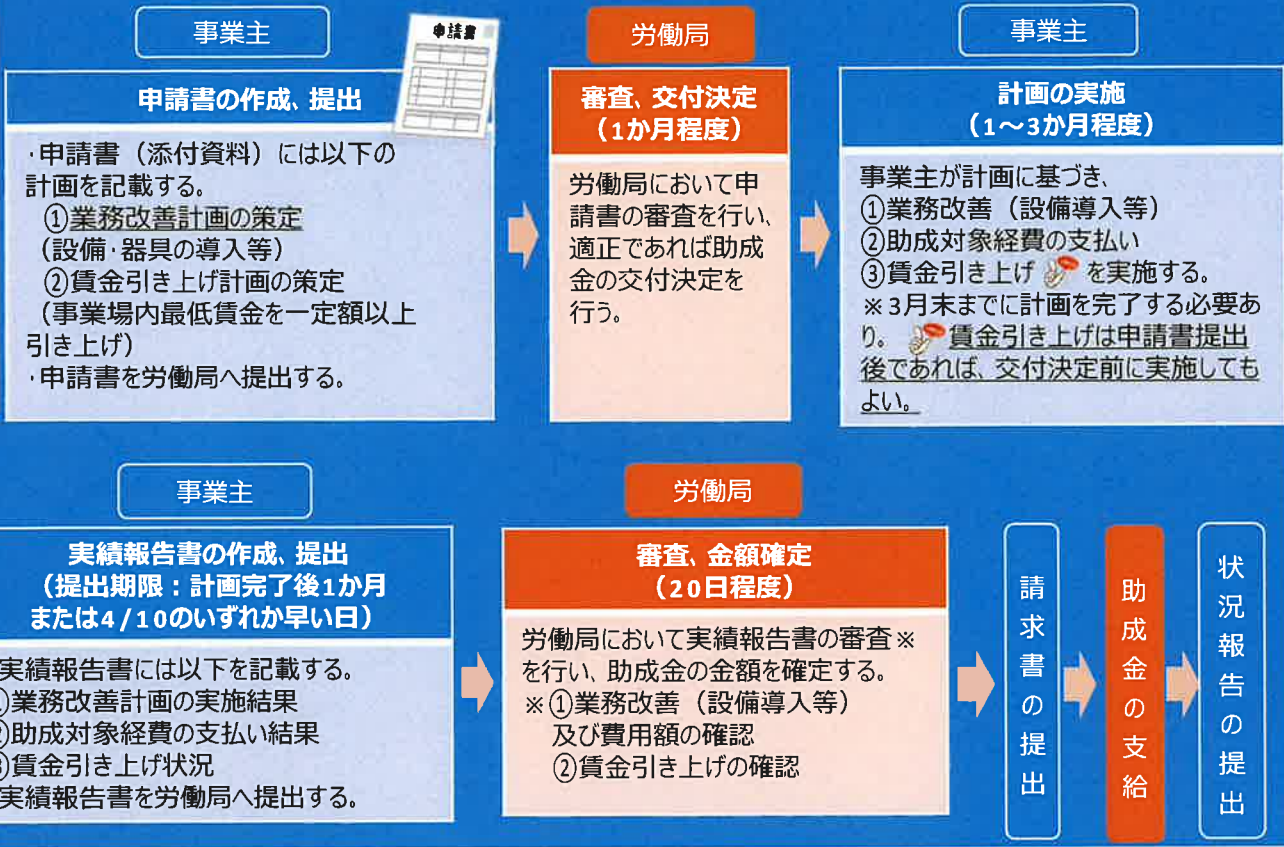
規模30人未満の事業場で860円で支払っていた最も低い労働者1名の賃金を60円UPし920円とした場合は、労働者1名60円引き上げコースが適用し、助成率9割、助成上限額110万円となります。

厚生労働省

高知労働局

申請期限：令和6年1月31日(事業完了期限：令和6年2月28日)

手続きフローチャート



**特例事業者** ①または②のいずれかの要件を満たす事業者は、助成対象経費が拡大されます。

- ①売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ②原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

**【助成対象経費が拡大！】**

**生産性向上に資する設備投資**

・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等  
・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入



さらに、上記の助成対象経費に加え、「**関連する経費**」も新たに助成対象となりました。

**関連する経費**

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



**（生産性向上に資する設備投資）**

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるよう  
デリバリー用3輪バイクを導入

**（関連する経費）**

デリバリーサービスを幅広く周知するための  
広告宣伝を実施  
**関連する経費とは**  
生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



厚生労働省  
**高知労働局**

業務改善助成金

検索



【制度のお問い合わせ先】  
業務改善助成金  
コールセンター

TEL 0120-366-440

【ワンストップ相談窓口】  
高知働き方改革  
推進支援センター

TEL 0120-899-869

就業規則、賃金台帳などの必要書類を確認するため訪問などにも対応しています。

【相談・申請先】  
高知労働局  
雇用環境・均等室

TEL 088-885-6041